

全国牛削蹄競技大会審査規程および競技規程等の改定部分について

1. 改正等の理由：

全国牛削蹄競技大会における牛削蹄競技種目の審査については、審査の合理化を図るため、審査内容や配点を整理するとともに、新たに時間基礎点を取り入れた審査用紙を導入し、また、競技規定に棄権に係る条文を追加したことから、全国牛削蹄競技大会審査規程および競技規定の関係条文を次のとおり改定することとする。

2. 新旧対照条文：

- ①全国牛削蹄競技大会審査規程の一部を次のように改定する。

(赤字は改正部分)

現 行 条 文	改 正 条 文																																							
<p>第2条 牛削蹄競技種目は、競技牛の4肢について審査する。</p> <p>2 前項の審査は、担当審査委員2名で、右又は左の同側前後肢を分担して行う。</p> <p>3 採点は各審査委員が個別に次の基準に基づき、1肢を 100点、前後2肢の4蹄を合わせて 200点を満点として行い、2名の審査委員の平均点から第6条の減点を差し引いて得点とする。</p> <table><tbody><tr><td>蹄の角度</td><td>5点×4蹄</td><td>20点</td></tr><tr><td>内外蹄のバランス</td><td>10点×2肢</td><td>20点</td></tr><tr><td>蹄底処理</td><td>10点×4蹄</td><td>40点</td></tr><tr><td>蹄負面処理</td><td>10点×4蹄</td><td>40点</td></tr><tr><td>端蹄廻し処理</td><td>5点×4蹄</td><td>20点</td></tr><tr><td>蹄の形状</td><td>5点×4蹄</td><td>20点</td></tr><tr><td>削切量</td><td>10点×4蹄</td><td>40点</td></tr></tbody></table>	蹄の角度	5点×4蹄	20点	内外蹄のバランス	10点×2肢	20点	蹄底処理	10点×4蹄	40点	蹄負面処理	10点×4蹄	40点	端蹄廻し処理	5点×4蹄	20点	蹄の形状	5点×4蹄	20点	削切量	10点×4蹄	40点	<p>第2条 牛削蹄競技種目は、競技牛の4肢について審査する。</p> <p>2 前項の審査は、担当審査委員 2名がそれぞれ、右または左の同側前後肢を分担して行う。</p> <p>3 採点は次の基準に基づき、各審査委員が個別に時間基礎点を含めて200点を満点として行い、2名の審査委員の平均点から第6条の減点を差し引いて得点とする。</p> <table><tbody><tr><td>内外蹄のバランス</td><td>10点×2肢</td><td>20点</td></tr><tr><td>蹄の形状</td><td>10点×4蹄</td><td>40点</td></tr><tr><td>蹄下面の処理</td><td>10点×4蹄</td><td>40点</td></tr><tr><td>削切量</td><td>10点×4蹄</td><td>40点</td></tr><tr><td>端蹄廻し処理</td><td>10点×2肢</td><td>20点</td></tr><tr><td>時間基礎点</td><td></td><td>40点</td></tr></tbody></table> <p style="text-align: right;">計200点</p>	内外蹄のバランス	10点×2肢	20点	蹄の形状	10点×4蹄	40点	蹄下面の処理	10点×4蹄	40点	削切量	10点×4蹄	40点	端蹄廻し処理	10点×2肢	20点	時間基礎点		40点
蹄の角度	5点×4蹄	20点																																						
内外蹄のバランス	10点×2肢	20点																																						
蹄底処理	10点×4蹄	40点																																						
蹄負面処理	10点×4蹄	40点																																						
端蹄廻し処理	5点×4蹄	20点																																						
蹄の形状	5点×4蹄	20点																																						
削切量	10点×4蹄	40点																																						
内外蹄のバランス	10点×2肢	20点																																						
蹄の形状	10点×4蹄	40点																																						
蹄下面の処理	10点×4蹄	40点																																						
削切量	10点×4蹄	40点																																						
端蹄廻し処理	10点×2肢	20点																																						
時間基礎点		40点																																						

<p>第6条 次の基準により、減点または失格を判定する。</p> <p>(1) 牛削蹄競技種目</p> <p>ア 規定時間を超過した場合は、1分(1分未満は切り上げとする。以下同じ。)を増すごとに<u>5点、5分を超えて1分を増すごとに10点を減点する。</u></p> <p>イ 過削等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて5点以内の減点を行い、または牛削蹄競技種目を失格とする。</p> <p>(2) 牛削蹄判断競技種目</p> <p>ア 判断用牛に対する牛削蹄判断として不適正な記述のあるときおよび誤字、誤句のあるときは、状況に応じて1件につき1点以内を減点する。</p> <p>イ 他の選手の答案を盗用したときは、牛削蹄判断競技種目を失格とする。</p> <p>(3) すべての競技種目において、観覧者の帮助を受けた選手は、その程度に応じてその競技種目について50点以内の減点を行い、またはその競技種目を失格とする。</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、全国牛削蹄競技大会の審査に関し必要があるときは、審査委員会において協議のうえ、その都度対応を決定する。</p>	<p>第6条 次の基準により、減点または失格を判定する。</p> <p>(1) 牛削蹄競技種目</p> <p>ア 規定時間の超過は10分を限度とし、1分(1分未満は切り上げとする。以下同じ。)を超過するごとに<u>4点を減点する。</u></p> <p>イ 過削等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて5点以内の減点を行い、または牛削蹄競技種目を失格とする。</p> <p>(2) 牛削蹄判断競技種目</p> <p>ア 判断用牛に対する牛削蹄判断として不適正な記述のあるときおよび誤字、誤句のあるときは、状況に応じて1件につき1点以内を減点する。</p> <p>イ 他の選手の答案を盗用したときは、牛削蹄判断競技種目を失格とする。</p> <p>(3) すべての競技種目において、観覧者の帮助を受けた選手は、その程度に応じてその競技種目について50点以内の減点を行い、またはその競技種目を失格とする。</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、全国牛削蹄競技大会の審査に関し必要があるときは、審査委員会において協議のうえ、その都度対応を決定する。</p>
---	---

②全国牛削蹄競技大会競技規程の一部を次のように改正する。

現 行 条 文	改 正 条 文
<p>第5条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。</p> <p>(7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。</p>	<p>第5条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。</p> <p>(7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。</p> <p>(8) 削蹄競技中に選手より棄権の申請があった場合は、競技委員は競技委員長にその旨を報告し、競技委員長は棄権の決定および審査委員長に通知しなければならない。</p>

審查用紙(新)

第 四 回 全 国 牛 削 蹄 競 技 大 会

肢蹠別 同側前後肢

種 類 項 目 技 番 号	内外バランス		靴の形状				靴下面の処理				削切量				端踏廻し処理				時間基礎点	合計	減 点	総合計	備考欄					
	・内外靴の高さ		・靴の形状				・負面の平坦性				・削跡の過不足				・端踏廻しの幅													
	・趾	・軸	・踏鐵筋の長さ	・靴の横径	・靴の角度	・凹凸の矯正	・負面の幅	・土踏まず	・崎嶇部処理	・桔角除去	・保護と矯正	・削跡廻しの範囲	・端踏廻しの角度	・保護と矯正	・端踏廻しの角度	・保護と矯正	・保護と矯正	・保護と矯正										
前肢	後肢	前内	前外	後内	後外	前内	前外	後内	後外	前内	前外	後内	後外	前肢	後肢	40	時間 超過	200	過剰	200								
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	40	時間 超過	200	過剰	200							
1																			分									
2																			分									
3																			分									
4																			分									
5																			分									
6																			分									
7																			分									
8																			分									
9																			分									
10																			分									

審查用紙(旧)

第 四 回 全 国 牛 削 蹄 競 技 大 会

肢端別 同側前後肢

審査用紙 解答例

審査対象肢

第一回 牛削蹄競技大会

審査委員氏名

採 点 項 目 競 技 番 号	内外バランス		蹄の形状				蹄底処理				削切量				端蹄廻し処理		時間基礎点	合計	減 点	総 合 計	備考欄			
	・内外蹄の高さ		・蹄の形状 ・蹄縦径の長さ ・蹄の横径 ・蹄の角度 ・凹湾の矯正				・負面の平坦性 ・負面の幅 ・土踏まず ・腐爛部処理				・削蹄の過不足 ・枯角除去 ・保護と矯正 ・副蹄処置				・端蹄廻しの幅 ・端蹄廻しの範囲 ・端蹄廻しの角度 ・保護と矯正									
	前肢	後肢	前内	前外	後内	後外	前内	前外	後内	後外	前内	前外	後内	後外	前肢	後肢								
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	40	超過時間	200	過削	200			
1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	32	2分	80		80			
2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	40	0分	88		88			

注1：総合計の点数については、削蹄の点数（内外バランス・蹄の形状・蹄下面の処理・削切量・端蹄廻し）に時間基礎点を足した合計点数より過削減点を引いた点数とする。

注2：超過時間は、1分につき4点を減点し、時間超過の上限は10分までとする

注3：時間基礎点の欄には、超過した時間と時間基礎点（40点）より超過時間による減点を引いた点数を記載し、時間超過がない場合は40点を記載する。

第 回 全 国 牛 削 蹄 競 技 大 会

肢蹄別 同側前後肢

競 技 番 号	内外バランス		蹄の形状				蹄下面の処理				削切量				端蹄廻し処理		時間基礎点		合計	減 点	総 合 計	備考欄
	・内外蹄の高さ ・趾 軸 ・蹄の坐り		・蹄の形状 ・蹄縦径の長さ ・蹄の横径 ・蹄の角度 ・凹湾の矯正				・負面の平坦性 ・負面の幅 ・土踏まず ・腐爛部処理				・削蹄の過不足 ・枯角除去 ・保護と矯正 ・副蹄処置				・端蹄廻しの幅 ・端蹄廻しの範囲 ・端蹄廻しの角度 ・保護と矯正							
	前肢	後肢	前内	前外	後内	後外	前内	前外	後内	後外	前内	前外	後内	後外	前肢	後肢	40	時間 超過	200	過削	200	
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
1																			分			
2																			分			
3																			分			
4																			分			
5																			分			
6																			分			
7																			分			
8																			分			
9																			分			
10																			分			

第 回 牛 削 蹄 競 技 大 会

肢蹄別

同側前後肢